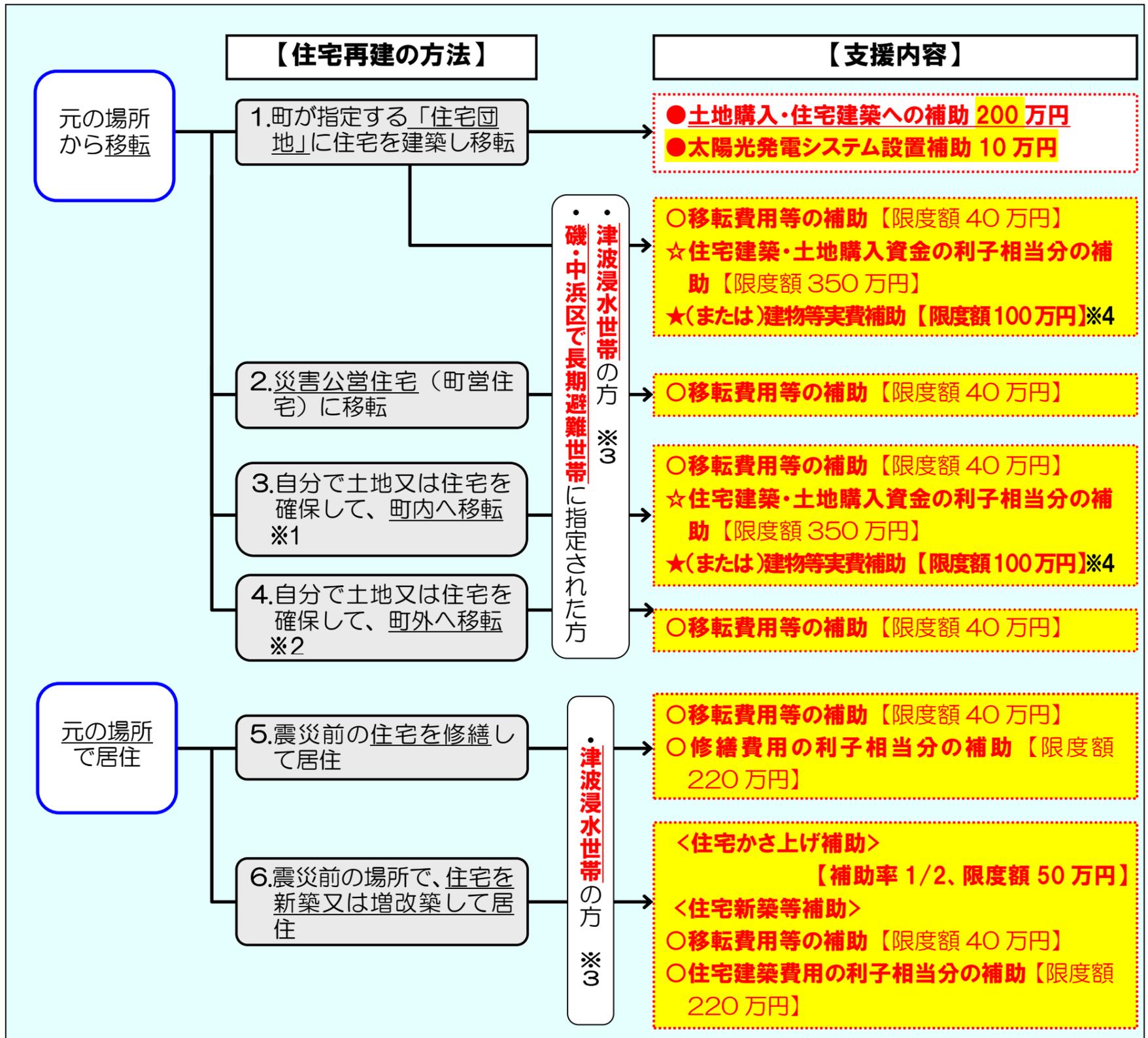


【案】

お住まいの再建方法と支援内容の確認

災害危険区域外に居住されていた世帯（津波浸水世帯など）



赤字は、町独自の補助制度

赤字(黄色背景)は、平成 25 年▲月に追加したもの

- ※1 災害危険区域内への移転、借家への移転は補助対象外
- ※2 借家への移転は補助対象外
- ※3 町が発行するり災証明において半壊以上とされた世帯で、東日本大震災義援金の第3次配分を受けた世帯
- ※4 (対象経費 - 被災者生活再建支援制度の加算支援金)×1/10